

三宅村 議会だより

第51号

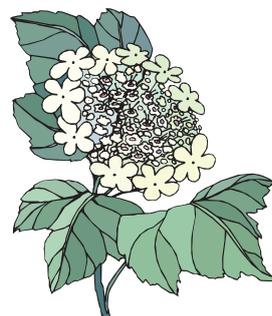
2024.11.27



写真：令和6年度三宅島柔道教室

目次

令和6年第3回三宅村議会定例会で審議された議案	…… 2
令和6年第2回三宅村議会臨時会で審議された議案	…… 3
令和6年第3回三宅村議会臨時会で審議された議案	…… 3
村政を問う（一般質問）	…… 3
議長報告書	…… 11



令和6年第3回三宅村議会定例会

(会期：9月4日)

で審議された議案

議案第1号

三宅村国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険法の一部改正に伴い、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、従来の健康保険証が本年12月2日に廃止されるため、条例の所要の改正と文言等の改正です。

議案第2号

三宅村インフォメーションセンターの設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例

三宅村インフォメーションセンターの設置及び管理運営に関する条例の廃止です。

議案第3号

令和6年度三宅村一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2531万円を追加し、総額45億2452万円となりました。

主な内容は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、伊豆老人福祉館エアコン

議案第4号

令和6年度三宅村国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ539万3千円を追加し、総額3億9211万9千円となりました。

議案第5号

令和6年度三宅村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1083万円を追加し、総額3億3055万7千円となりました。

議案第6号

令和6年度三宅村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ80万1千円を追加し、総額9281万4千円となりました。

議案第7号

令和6年度三宅村簡易水道事業会計補正予算(第1号)

建設改良事業5460万4千円、簡易水道事業3171万5千円の増額補正です。

認定第1号

令和5年度三宅村公営企業会計決算の認定について

(1)令和5年度三宅村旅客自動車運送事業会計歳入歳出決算

議案第7号

令和5年度三宅村旅客自動車運送事業会計の決算を認定しました。

議案第6号

令和5年度三宅村旅券自動車運送事業会計の決算を認定しました。

令和5年度三宅村旅券自動車運送事業会計の決算を認定しました。

令和5年度三宅村旅券自動車運送事業会計の決算を認定しました。



令和6年第3回三宅村議会定例会 議決結果

議案番号	議案名	審議の賛否						議決結果
		北川博史	高松秀直	曾我部宏一	佐久間正文	沖山肇	平川大作	
議案第1号	三宅村国民健康保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	可決
議案第2号	三宅村インフォメーションセンターの設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例	○	○	○	○	○	○	〃
議案第3号	令和6年度三宅村一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	〃
議案第4号	令和6年度三宅村国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	〃
議案第5号	令和6年度三宅村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	〃
議案第6号	令和6年度三宅村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	〃
議案第7号	令和6年度三宅村簡易水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	〃
認定第1号	令和5年度三宅村公営企業会計決算の認定について (1)令和5年度三宅村旅客自動車運送事業会計歳入歳出決算	○	○	○	○	○	○	認定

※表中の記号：○…賛成 ×…反対 -…欠席

令和6年第2回
三宅村議会臨時会
(会期：9月27日)
で審議された議案

議案第1号

移住体験住宅整備事業請負契約の締結について
移住体験住宅整備事業建設工事の契約が締結されました。

令和6年第3回
三宅村議会臨時会
(会期：10月18日)
で審議された議案

承認第1号

令和6年度三宅村一般会計補正予算(第4号)に係る専決処分の承認について
参議院議員選挙のための予算増額を承認しました。

議案第1号

令和6年度三宅村ふれあい児童公園改修工事請負契約の締結について
児童公園改修工事の契約が締結されました。

令和6年第2回三宅村議会臨時会 議決結果

議案番号	議案名	審議の賛否						議決結果
		北川博史	高松秀直	曾我部宏一	佐久間正文	沖山肇	平川大作	
議案第1号	移住体験住宅整備事業請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	可決

令和6年第3回三宅村議会臨時会 議決結果

議案番号	議案名	審議の賛否						議決結果
		北川博史	高松秀直	曾我部宏一	佐久間正文	沖山肇	平川大作	
承認第1号	令和6年度三宅村一般会計補正予算(第4号)に係る専決処分の承認について	○	○	○	○	○	○	承認
議案第1号	令和6年度三宅村ふれあい児童公園改修工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	可決

※表中の記号：○…賛成 ×…反対 -…欠席

村政を問う
5人の議員が一般質問

佐久間正文
議員



問 特別養護老人ホームについて

特別老人ホームの建て替えについて、ほかの自治体等と連携し、医療に近い場所に施設を建て替える考え方があるか伺います。

特別養護老人ホームについて、いろいろな捉え方もあると思いますが、本島における特別老人ホームの建て替えの時期が来たのではと考えております。

南伊豆町のエクレシア南伊豆は全国初の自治体間の連携施設であり、100床あります。

答 福祉健康課長
す。杉並区が6億円出資いたしました。本島においても、ほかの自治体と連携し、医療に近い場所に施設を建て替える考え方があるかどうか伺います。

特別養護老人ホームあじさいの里の今後の施設運営や在り方については、法人内でも協議しておりますが、村でも今年度からあじさいの里を含めた島内福祉関係者で、三宅村保健医療福祉基本構想策定検討会を立ち上げ、三宅島全体の保健・医療・福祉の課題解決と今後の目指すサービス内容等について、複数年かけて検討してまいります。

議員ご提案の自治体間連携による特別養護老人ホーム整備は、2つの自治体の長年の交流と、双方の課題解決に向けた連携により、誕生した施設のようなものです。

本村においても、介護と医療の連携は重要なことと認識しておりますことから、医療に近い場所への施設の建て替



えや、このような他自治体の事例を参考にして検討してまいります。

再 法人内および村でも協議の会をつくって、数年かけて進めていくという答弁としてありました。

望むところではありませんが、数年をかけてという、数年つてどのぐらいの期間を目標としていますか。

答 福祉健康課長

複数年でおおむね二、三年を予定しております。

問 海水浴場の整備について

本島の海水浴場として錆ヶ浜の土方を整備して、海水浴場にする考えがあるかどうか伺います。

今現在、大船戸、長太郎池、三池浜など、本島において海水浴場があることは承知

しております。自然の岩場の中で泳ぐことは重要かと思えます。

現在、土方にはガンガゼなど危険生物が増えていることも承知しておりますが、子供たちのために錆ヶ浜の土方を整備して、海水浴場とする考え方があるかどうか伺います。

答 観光産業課長

本島の海水浴場では、毎年5カ所を開設しライフセーバーを配置させています。

近年、ライフセーバーの人員確保には苦慮しており、このような状況下で、議員ご提言の錆ヶ浜の土方を整備して海水浴場を追加することは、現実的に難しいと考えています。

また、この海岸につきましては、国有地となっていることから自然公園法等の規制もあり、整備は難しいと考えております。

再 5カ所あるということですが、その中で、ライフセーバー人員不足が一つの理由になっていきます。解決しようと思えばできることではないでしょうか。

自然に囲まれた海で泳ぐことができない一つの理由になっていますが、疑問に思いますがどうでしょうか。

答 観光産業課長

ライフセーバーの人員不足というところの回答をさせていただきます。コロナ禍以降、全国的にライフセーバーの人員が不足しています。本島だけではなく、ほかの島もライフセーバーの人員配置には苦慮しているというところは伺っております。

そういった観点で、人員確保については今後も苦慮するということは続くのかなと思います。

再 人員不足については、ユース等でやっておりますので承知しております。

錆ヶ浜も前はライフセーバーさんの建物があつたと思うんですが、今年は見かけなかったような気がしています。苦慮されているなどということは理解はしています。

ただ、国立公園法というのがあることも事実ですが、今まで泳げて、いろいろと整備をずっとしてきたこともありましたが、どうしてできないのか分りませぬけれども、その辺の説明もしていただきませうか。



答 観光産業課長

錆ヶ浜海水浴場の横の土方海岸につきましては、国の土地でございます。

国のほうと連絡を取ったところ、錆ヶ浜海水浴場がある中で、隣の海水浴場、土方を拡張するということはちょっと認めないということ聞いておりますので、整備は難しいと考えております。

再 国の土地であるから認めないということでは理解します。

しかし、9月17日、小学校で海水浴というか、それを実施しますが問題はないんですか。小学生の一、二年生、そのボランティア募集していただきました。学校から直接来ていますが大丈夫ですか。泳ぎではなくて、観察はいいんですか。

答 教育課長

9月17日の土方での行事でございますけれども、こちらは小学校低学年海浜教室ということで、海の生物等々についてレンジャーを招いて学習をするというものでございます。

高松 秀直

議員



問 夏季の気温上昇による猛暑を乗り切る対策について

猛暑の高齢者等に対する対策について伺います。

今年の夏も、気温上昇が世界各地で起こっています。三宅島においても、熱中症警戒アラートが連日発令されましたが、このような災害級の猛暑の中で、特に高齢者に対して、村行政としてどのような対策を取ってきたのかお伺いします。

答 福祉健康課長

猛暑中の高齢者等に対する対策について、村としても熱中症対策の強化を図るため、関係機関と協議の上、高齢者への熱中症対策として、65歳以上の方に、熱中症対策のチラシと併せてネットワークラーを全戸配布したほか、保

健師によるシルバー人材センター会員向けの熱中症対策講習会の実施や、各老人クラブでの注意喚起、訪問時の声かけなどを継続的に行っています。

さらに、新たな事業として、島内の在宅高齢者等に対して、閉じこもり、孤立などの防止を図るための集いの場を、三宅島あじさいの会と連携して実施しており、その参加者に対しても熱中症予防への呼びかけも行っています。

再 7月、8月で熱中症警戒アラート、合計何回発令されたか伺います。

答 福祉健康課長

熱中症警戒アラートの回数でございますが、7月から8月にかけて、暑さ指数が28度から31度のレベル3が36回、暑さ指数が31度以上のレベル4が19回、合計で55回発表しております。

再 熱中警戒アラートが発生したときに、対策ガイドラインというのを設けていると思うんですが、そのガイドラインがもしあれば説明していただきたい。

答 福祉健康課長

村としては、環境省のホームページを毎日チェックいた

しまして、その指数に応じて放送、また、各事業での注意喚起等を行っております。

再 ガイドラインと熱中症アラートが出たときに、こういう連絡網があるよ、こういうことを対策するよというガイドラインを設けているんですか。

答 福祉健康課長

熱中症の対策に関するガイドラインでございますが、明文化されたものはありませんが、環境省の数値に基づいて、村から、学校、保育園、各老人クラブ等に放送をもって周知をしているという形になります。

再 これからもっと熱中症とか動向、対策について、猛暑の対策について、年々厳しい災害級のものが出てくると思うので、しっかりと、ガイドラインを設けていったほうがいいのではないかと思います。

それと、そのガイドラインの中には、民生委員、社会福祉協議会、ケアマネ、ヘルパーの方を入れて、工夫をよろしく願います。

国や都から熱中症対策に対しての補助金があるというところと出ていると思いますが、教えていただけますか。

答 福祉健康課長

熱中症対策に関しての補助金でございますが、例えば村からは、配付しております高齢者に対してのネッククーラー、こちらは東京都の補助を活用しております。

問 エアコン、高齢者等に対しての電気料補助金について伺います

このような猛暑の中で、特に高齢者はもつたいたないと、まだ我慢ができるなど、エアコンを使わないことが多く、思います。それにより病気を引き起こしたり、精神にも関わる事態に発展することにもなってしまう。災害級の猛暑と言われる中、高齢者や重度の持病をお持ちの方、子供たちに、暑さに対して適応能力が低いと言われる方々に対していろいろな支援をしていると思います。

国からの電気料金の補助金もありませんが、高齢者になお一層三宅島で安心してエアコン等を使用して、快適に過ごし、災害級の猛暑から命を守ることもできるように、村から電気料金の補助金を支給できないか伺います。

答 福祉健康課長

熱中症対策において、エアコン等の適切な使用は必要不

可欠なものであることは十分認識しております。

一方、電気料金補助の制度設計には、補助金額の設定や対象者の選定など、多くの課題について研究が必要であると考えます。

村といたしましては、今後高齢者等の熱中症対策についての国や都の動向を注視してまいります。

問 クールシェアスポットの島の設置についてです

東京都ではクーリングシェアスポット、1159施設にあり、クールシェアスポット1242施設が設置されています。三宅島に東京都が指定している施設が3カ所あると思えますが、村が指定したクールシェアスポットやクーリングシェアスポット等は何カ所あるか伺います。

答 福祉健康課長

クールシェアスポット等の設置について、現時点で三宅村が指定したクールシェアスポットはありません。

しかしながら、熱中症対策として、課題やさまざまな手



法を調査し、三宅島ならではのクールシェアスポットの設置について調査してまいります。

再 クーリングシェアスポットというのとは2つあります。クーリングシェアスポットというのは熱中症対策を目的とし、クールシェアスポットというのが省エネを目的に造るものらしいです。

クーリングシェアスポット、熱中症を目的としてやってほしいなと思っています。

三宅島では観光客の人など、熱中症じゃないかなというときに、クーリングシェアスポットを利用できると思うので、どんどん設置していったほうが良いと思えますが見解を伺いたい。

答 観光産業課長

観光客目線という形の答弁させていただきますけれども、クールシェアスポットの設置を増やしていく計画というところで、観光産業課所管の施設につきましては、ふるさと体験ビレッジ、あと三宅村レクリエーションセンター、それからアカコッコ館などがございます。

利用料がかかる施設でございますが、クールシェアスポットの設置に向けての対象の

施設ではないと、今のところ考えてございます。

また、島内の商工業者のほうにも、設置の計画や検討をしている団体はないかという旨を確認してございますけれども、今後設置の計画があるというところにつきましては、関係機関と情報共有してまいりたいと思います。

再 クーリングシエルトターやクールシエアスポットというのは、自治体の長が設置できるということが法律の中にあると思うんですね。村の主導でやるものではないですか。

答 村長

ご質問にあるのがクールシエアスポットの設置ということですので、クールシエアスポットの件についてご答弁させていただきます。

クールシエアスポットの利用につきましては、買物の際、車での移動が主体である本村の実情などもありますので、三宅島に合った手法を今後調査してまいりたいと考えております。

再 国から、こういうものをクーリングシエルトターとかクールシエアスポットを自治体の長として設置をしないよということになっている

と思いますが、クーリングシエルトターはどうなっているのか、ご説明をお願いします。

答 村長

クーリングシエルトターのほうにつきましては、現在クールシエアスポットではございませんが、東京都が3カ所設けているということもありますので、東京都など関係機関と設置について協議をしてみたいと思います。

北川 博史

議員



問 村の防災対策について

近年、日本各地で地震が多発しており、8月8日には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震があり、その影響で南海トラフ地震発生の可能性が高まったことで、臨時情報が発令されました。

た。8月16日には関東に上陸すれば、観測史上最大級の台風など、以前であればあまり耳にしない言葉を最近をよく耳にします。

理由としては、観測の精度が以前に比べ格段に上がったことや、気候変動、地球温暖化などいろいろ考えられるとことです。

三宅島では噴火もあり、天災に関しては、どの自治体よりも恐怖を知っているはずですが、村民の方々は日々の出来事として日常茶飯事になってきており、防災についての意識が変わってきてしまっているように感じます。

もちろん、むやみに恐怖心をあおり、過敏になり過ぎるのもどうかとは思いますが、意識付けは常日頃からつけておくことが重要だと思えます。

行政は防災マップを作成し、防災無線を使い呼びかけなどやるべきことをやっているのは理解できますが、私は少し不安を感じます。

そこで、今後起こり得る災害に関してどのような備えを、防災対策についてどのようなお考えをお持ちなのか伺います。

答 総務課長

村では、防災のしおりでも周知させていただいております。

ですが、地域の特性から大きく分けて、噴火、地震、津波、土砂災害を想定して防災対策を行っております。

まず、噴火では、火山ガスの常時観測や噴石シエルトターの整備のほか、気象庁、火山防災連絡事務所と毎月火山の活動状況を共有し、結果をIP告知端末より周知するなど、住民への情報発信を行っております。

また、昨年からは、関係各団体と合同で火山避難計画検討会を開催するなど、体制の強化に努めております。

続いて、地震、津波でございますが、今回の防災のしおりにおいて、最新の知見に基づき、浸水域や対象となる地震の見直しを図っております。避難訓練も昨年は、噴火想定避難訓練でしたが、本年度は令和4年度に引き続き、津波を想定した訓練の実施を予定しております。

次に、土砂災害でございますが、防災のしおりにおいて警戒区域マップを最新のものに更新しております。毎年の法面改修工事に伴い、特別警戒区域は年々減少傾向にあります。その他、新たな取り組みとして、本年度より東京電力、NITや島内関係団体と訓練や勉強会を実施しており、防災時における連携や対応力の強化を図っております。

村といたしましても、平時からの備蓄品の確保や、折を見て広報での注意喚起はもとより、情報収集や関連機関との連携により、引き続き防災対策の強化を図ってまいります。

再

防災とは、政府も言っているように、国や行政による防災対策だけでなく、国民の皆さま一人一人の災害に対する心構えや知識、備えが重要とされており、事前防災で命を守ろう、災害が起きる前にできる前の準備、防災機構情報と警戒レベルの把握、避難はいつどこでするかの確認などあり、最新の情報を入れ、SNSを活用し行動しましょうと言っておられます。

もちろん、そのとおりで理屈は分かりますが、SNSを日頃から活用している人は多いですが、そうでいない人は置いてきぼりになってしまっていると思います。



そこで、情報の発信の方法が難しいと思うのですが、村はどのように発信をしていくのか。新たなことなどを考えているのでしょうか。

答 総務課長

現状では、島内防災行政無線、こちらが一番メインになると思いますが、あわせて、防災SNSとして同様の情報、放送内容と同じ内容ですね。こちらを情報発信させていただきます。こちらを情報発信させていただきます。対応させていただきます。

再 今回、三宅村の防災のしおりを改めて見返させていただきました。内容はほぼ完璧と言っているが、内容は細かく明記されていて、感心させられました。村民の皆さんはこの内容はあまり理解されていないように感じます。言わば家電商品を買ったときの説明書のようなものになってしまっているのではないかなと思います。

これではいざというときに



何も役に立たないので、村民の皆さんに理解していただくためにも、数年に一度は全島を挙げての避難訓練なども実施すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

答 総務課長

全島一帯の避難訓練といったしましては、数年おきに東京都が主催で島全体の防災訓練を実施させていただいておりますので、そういった機会を活用しながら、対応していきたいと考えております。

再 現在伊豆に避難施設がありますが、稼働してから数年が経ち、老朽化も目立ち始め、不便があるとも聞きます。

そこで、初めにも話したように、さまざまなケースの天災がこれからも予想されることから、避難施設はもう1カ所ぐらいあつてはいいのではないかと思えますが、またその際に住民の数も多く、また臨時庁舎もあることから、阿古地区などには必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

答 総務課長

伊豆避難施設は、高濃度の火山ガスの放出中、滞在型の施設として整備され、ク

リーンハウス機能を有して、継続的に発生する火山ガスに対応した避難施設となっておりますが、火山ガス自体は2016年を最後に、居住地内では検知できない数値まで下がっております。

現在も避難施設として活用させていただいているところですが、その維持管理経費は多額の経費を要している状況でございます。

また、7月末現在の住民基本台帳人口2200人に対して、地域防災計画に定める長期収容人数は、避難施設の収容人数ですね、こちらは6000人と、交流人口も含めたスペースの確保が行われておりますことから、今後想定される災害につきましては、現状の避難施設で対応可能と考えております。現在のところ、新たな避難施設の整備は考えておりません。

再 内容は理解できませんが、あと何年ぐらいをお考えになっていくのか。もうぎりぎりまで、壊れるまで使い続けるのか。その辺を教えてください。ただければと思えます。

答 総務課長

施設の耐用年数等を考慮し、必要な修繕等を行いながら、適正に管理していきたいと考えております。

平川 大作
議員



問 指定地域共同活動団体について

制度ができましたが、それをどう使い、どんな内容にするかは、各自自治体の判断、条例に委ねられています。

このことから、拙速に事を進めずに、制度内容や地域と暮らしの実態、関係団体の活動状況をよく見極め、対処方針を議会関係者と検討することが必要です。

留意すべき点は、第一に、指定団体は条例で明確に位置付けがされ、自治体から支援や特例処置を受けて公共サービスを担うことから、その適格性が問われます。指定の要件は条例で定めます。それにふさわしい内容をどう規定するかです。

2つ目は、地域の団体の多くは組織的、財政的、人的に弱体であり、適切な団体をど

う確実、安定的に選定しているかです。

3つ目は、指定団体に対する支援内容です。活動資金の助成や情報共有、研修などが想定されており、どう具体化していくかです。また、これらに国の交付税措置をされるのか、明確にするべきです。

4つ目は、行政財産の貸付けです。庁舎の空きスペースを指定団体の活動拠点にすることは検討されていますが、無期限で行政と特定団体での癒着も懸念されます。

5つ目は、委託する事務の中身です。生活支援や子育て支援、環境美化などが想定されないよう精査が必要です。また、事務の委託に伴う官製ワーキングプアの拡大も懸念されます。

6つ目は、市町村長は特定を指定することで、地域の団体間で格差と分断が生じ、地域での混乱も予想されます。

7つ目は、適切な実施を確保するためのチェック体制と是正処置です。この具体化も求められます。

この制度は市町村長が指定した地域の団体、指定地域共同活動団体にさまざまな支援、特例を設けて、公共サービスを担わせる改正地方自治法に盛り込まれた新しい制度です。この制度は、今後の村を大きく左右させる制度と考



えます。村としてどう考えていくのか、その方向性についてお聞きしたいと思います。

答 総務課長

指定地域共同活動団体につきましては、さきの通常国会において成立した地方自治法の一部を改正する法律により、地域の多様な主体との連携および協働を推進するために新たに創出された制度でございます。

指定地域共同活動団体は、法で定められた要件と村の条例に定められた要件を備え、かつ団体からの申請を受けて指定する制度となっております。

新たに創出された制度でありますことから、その運用方法は自治体の自主的な判断に委ねられていることから、まずは制度内容の精査、対象事

務の実施状況、村内の実情や、関連団体の状況等を踏まえ、その必要性や活用の是非、適用範囲や課題等について研究してまいりたいと思います。

再

村民の皆さんに対する公共サービスの低下しないような方向で、調査、検討されています。公共サービスの低下が一番、私は懸念するところですから、その部分がクリアされるような方向でお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

答 総務課長

新たに創設された制度があることから、十分に研究、検討してまいりたいと思います。

問 本村の情報周知について

がん対策事業の内容や補聴器補助などの内容についてよく聞かれます。補助されることを知らない人も多くいます。

項目別に分けて補助されるものが分かればいいと思います。簡単な説明でいいと思います。必要なものの申請期限が分かるなど、まとめた冊子があればいいと思います。また、観光客の皆さんから

も、何のイベントがあるか分からない、予定されている年間のイベントを月別に一覧にして紹介してほしいなどの声をいただいております。

そこで、村の現在の補助やイベントを分かりやすく項目別に分けて冊子を作り、住民に周知できないか、お聞きしたい。

答 企画財政課長

各種補助事業や年間の主なイベントにつきましては、三宅村のホームページに既に掲載しております。直近のイベントや新しい補助事業の情報につきましては、さらに広報やIP告知端末での周知も併せて行っているところでございます。

さらに、各種補助事業におきましては、その担当課でチラシを作成いたしました。各戸配布するなど細かな周知も現在行っているところでございます。

しかしながら、ホームページ上では、情報が各課ごとに分かれておりまして、少し分かりづらい、また探しづらいところもあるかと思っております。これら補助制度や村の支援事業などを一覧にしまして、より分かりやすい方法でホームページ上で掲載をしていきたいというふうに検討をしております。

再

確かにホームページ等、IPでもうそうなんです。が、本村非常に高齢者が多くて、大概聞かれるのは高齢者の方なんですよ。

以前私どもが議員が視察を行ったところで、補助の項目とイベントの項目が分かれた冊子を頂いたことがあったんですけれども、それが非常に分かりやすかったなと思います。

せっかく本村は進んだ補助もされているんでね、もう少しちょっと、広報だと見落とすしてしまうということもよく言われました。

せっかく補助されている制度が十分知られていないというところは、行政にとっても村民にとっても不利益だと思っております。少しずつ改善していただければと思いますが、どうでしょうか。

答 企画財政課長

ホームページ以外で幅広く周知をとということでございますので、その都度新しい補助等については、チラシを作成して各戸配布するなどをやっておりますけれども、ちょっと一覧にしたものはございませんので、ちょっとホームページのほうを改修した後、各戸配布等についてもちょっと検討できればというふうに思

います。

問 伊豆避難施設の整備について

今年も台風の時期が来ました。今年は昨年よりも気温が高く、台風が多くなるとともに、大きな台風も予想されます。

そこで心配されるのは避難所の設備の問題です。伊豆避難施設は潮が上がりやすく設備が傷みやすいと思います。現状の設備、クーラー、換気扇、便所等の状態はどうなっているのようになっていくかお聞きしたい。

答 総務課長

伊豆避難施設は、建設から20年以上が経過しておりますが、法令等に基づく設備の保守点検とともに、常駐している管理人により日々設備の動作確認点検を実施しており、現在利用者に不便をかけるような不具合は発生しておりません。

クーラー等の空調設備については、平成23年度に更新工事を実施いたしました。老朽化し始めているため、12基あ



る室外機を昨年度より2基ずつ順次更新し安定稼働の保持に努めております。

また、トイレ等その他設備につきましても、管理人の日々の動作確認により不具合が確認された場合は速やかに対応しております。

南海トラフ巨大地震や大型化する台風等の発生が懸念される中、引き続き施設の適正かつ確実な維持管理を図ってまいります。

再 避難された人たちに不利益が被るような設備の状況ではよくないので、早いうちに全部取り替えられるような体制を整えていただきたいと思います。

台風だけなら二、三日すれば直りますが、噴火となると長期化も懸念されますので、設備の不具合というのは非常に好ましくありません。外から見ると換気扇の腐り方もひどいなと思っております。

今後とも管理の回数を多くするなどして、現状把握を常に行っていたければと思いますが、どうでしょうか。

答 総務課長

不具合に対しましては、管理人の報告に基づきまして、随時早急に対応するように努めてまいります。

曾我部宏一

議員



問 住民懇談会について

コロナ禍などの影響で何年もの間、各地区での住民懇談会が開催されておりません。住民の間では、行政に対し直接意見を伝えたいと切に望む声を聞きます。

そこで、今年度中に住民懇談会を開催する考えがあるのか、また実施時期について併せてお伺いします。

答 総務課長

住民懇談会につきましては開催に向け、現在各自治会に意見照会を行っております。なお、実施時期につきましては10月中旬を予定しております。

再

各自治会へ照会を行っているということですが、その照会内容については、私も

自治会長をやっているの知っておりません。各自治会で集約する形と対面型の住民懇談会、どちらかという設問でした。

しかし、住民懇談会は、行政の思いや住民の考えを吸い上げるのが目的で、一団団長の意見の集約をもってやるものではないと考えますが、いかがでしょうか。

答 総務課長

住民懇談会の開催方法については、現在、各自治会に意見照会を行っているというお話はさせていたいただきましたが、村としては現在のところ、過去に行われておりました島内3地区における対面形式での開催を検討しております。

再 それでは、従来どおりの対面で住民懇談会を10月、11月に実施するということですね。

答 総務課長

現在のところは、そのように考えております。

問 村道について

村道の危険箇所の対応というところで、2点通告してあります。

まず、島内の村道じきには多くの場所で隣接する土から伸びた枝が覆いかぶさり、緊急車両などが通行する際に支障をきたしている状況です。

また、生活道路として利用している住民からも、車両に当たってしまうなど、伐採を望む声が聞かれます。住民が自ら伐採しようと思っても、高所作業となるため、なかなか実行に移すことができません。

そこで、村道にはみ出ている高枝等について、住民の要望があった場合に枝打ちなどの対応を行う考えがあるか、お伺いします。

答 地域整備課長

村道についての1番目のご質問ですが、道路にはみ出した樹木や竹林は、民法第233条により土地の所有者の財産となるため、原則道路管理者が台風による倒木などの緊急時を要する場合を除いては、伐採または枝打ちを行うことはできないこととなっております。

しかし、昨年この民法が改正され、土地所有者に伐採または枝打ちをお願いするという原則は維持しつつも、切迫の事情があるときや、所有者の所在が不明などの一定の要件を満たした場合については、道路管理者が伐採または

枝打ちを行えるようになりました。

その一方で、道路法第42条においては、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つよう維持し、それを修繕しなくても一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならぬとされております。

これにより、住民からの要望などがあつた場合については、道路管理者として土地所有者を特定しまして、まずはその所有者に対して伐採等の指導を行ってまいります。

再 「民法233条竹木の枝の改正点について、答弁をいただきましたが、そこで村の建築限界をお伺いします。

答 地域整備課長

建築限界というご質問がございましたが、その点につきましては道路に対する建築限界なのか、建築に対する限界なのかを教えてくださいなと思っております。

再

それでは、建築限界の定義について、これは国道および都道府県と市町村道によって、幅員から何メートル以内の障害になる物は駄目だと、当然先ほど質問した枝等も対象で、三宅村村道における道路構造の技術的基準に関

する条例の中に、国の道路法30条に準則して、村も定めています。

第8条の中で別表1、2として、普通道路にあつては4・5メートル、また小道路にあつては3メートル、また歩道部分については2・5メートル以上のエリアで交通、歩行に支障を来す物は除去ができることがあります。

昨年の4月1日、民法の改正で今までは隣地の枝を切ることができなかったが、法改正によって所有者が分からない土地等については、道路管理者が切つていいと。

また、所有者が分かっている場合には2週間程度の猶予をもって、催告し、それでも応じない場合は道路管理者が切ることができました。

これを踏まえ、村道の至るところに、所有者が分からない土地から伸びた枝等があるので、村が先頭を切つて地権者を調べ、日常生活に支障をきたさないような形で、道路の安全管理を行ない高所の枝を村で切つてもらえるか。その2点をお伺いします。

答 地域整備課長

そういった伐採等の住民からの要望につきましては、土地所有者に伐採等をお願いするんですけれども、こういった

た件につきましてはさまざまなかケースがやはり考えられます。私、所管課としましては、その都度に適切に対応してまいりたいと考えております。

再 近年、村道に出ている枝等は障害となっているので、高齢者ドライバーも年々多くなり、日常の村道管理を十分に行い、障害となるような大きな物については適時、その状況に合わせて対応していつていただくようお願いいたします。

問 村道の雨水対策について

次に、村道の雨水対策として、横断溝の設置とコンクリート側溝の蓋をグレーチング蓋に取り替えて雨水対策を図り、民地への流入を防ぐようご提言させていただきま

す。そこでその後、改修を実施した路線名や、またグレーチング蓋に取り替えた施工箇所が、何箇所あったのかお伺いします。

答 地域整備課長

村道についての2番目のご質問ですが、雨水対策における、改修実施路線名とグレーチング蓋に取り替えた、設置数ですが、現時点で改修実施



路線につきましては、坪田上道線で3カ所、神着中郷線で6カ所を取り替えて雨水対策を図っております。

今後とも降雨後の村道状況の把握に努めながら、路面や側溝、横断溝の清掃や補修を行い、雨水対策も含めた村道の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

再 2地区で9カ所というところで、先般坪田地区で道路の草刈りを実施した際、まだコンクリート蓋が多く枯れ葉等が集中しグレーチングの目を塞いでいる状況が見受けられました。

これは坪田地区に限らず島内全域だと思います。一度雨が降った時にどこに溜まるかということも、担当課として調査の必要があると考えます。今後も引き続き雨水対策については十分な対応していただける考えがあるか、お伺いします。

答 地域整備課長

今後とも工事、また降雨後の村道状況につきましては側溝等に入る枝とか、そういった調査は引き続き行い、早急に除去できるものにつきましては、対応してまいりたいというふうに考えております。

問 掲示板の設置について

令和5年9月の第3回定例会で、三池・沖ヶ平地区の掲示板がないので早急に設置するようにご提言させていただきました。当時担当課長の答弁で三池の場所は国有地で、今後有効な場所等、地権者を調査して設置をしていくという答弁でした。

そこで、今年度もすでに9月で、この質問をしてはや1年が経ちますが、その後の調査内容と沖ヶ平、三池地区への設置時期はいつなのか、具体的に伺います。

答 総務課長

掲示板につきましては、設置予定箇所が国有地でなく、地権者も確認できましたので、年内の設置に向けて準備を進めてまいります。

再 以前の答弁は、国有地だから適切な場所を探すと、という答弁でした。であれば、

前回の議会における答弁は調査もせず答弁したということですか。

答 総務課長

そうですね、調査の結果、隣地は国有地であったんですが、もともと設置されていた場所につきましては、私有地ということを確認させていただきました。

再 先ほど課長は年内と言いましたが、年内2カ所を12月までに設置するという理解でよろしいか。

答 総務課長

沖ヶ平地区につきましては役場の前に設置をさせていただいたところかと思っております。ただいま国有地というお話をさせていただいたのは、三池地区の掲示板となります。現在、取りあえず先行して三池地区の設置を年内に予定しております。

再 三池地区の掲示板を年内12月まで、残りの沖ヶ平地区はいつですか

答 総務課長

予算等調整の上、時期については検討してまいりたいと考えています。

議長報告書

(令和6年5月30日～令和6年8月20日)

1. 出張関係

- 令和6年7月10日(水)、11日(木)
● 全国離島振興市町村議会議長会令和6年度第1回総会等出席(千代田区)
- 令和6年7月17日(水)
● 東京都町村会・東京都町村議会議長会合同会議出席(立川市)
- 令和6年7月27日(土)、28日(日)
● 愛らんどリーグ2024出席(港区)

2. 会議関係

- 令和6年6月17日(金)
● 第57回全国過疎地域連盟令和6年第1回総会(書面開催)
- 令和6年7月12日(金)
● 東京都町村議会議長会第1回臨時総会(書面開催)

3. 行事等・来島者関係

- 令和6年6月18日(水)
● 三宅村シルバー人材センター
令和6年度定時社員総会



編集後記

夏季の猛暑が9月末まで尾を引く日々が続きましたが、やっと過ごしやすい気候になってまいりました。

世界では戦争や殺りくが行われている国があり、日本では台風や風水害で苦しんでいる人々がたくさんいます。私たちも災害に遭われた方々の心の痛みは少しは理解でき心が痛みます。幸い三宅島では今年も台風被害や風水害はありませんでしたが、常に災害への備えは忘れないようにしたいと思います。

これからもずっと、お互いに助け合いの心を忘れずに、私たち一人一人が世界平和を願っていききたいですね。

議会だより編集委員長

高松 秀直



WERIDE 三宅島エンデューレース2024

フォト
ギャラリー



●フォトギャラリーコーナーに掲載する村民の皆さまの身近な写真をお待ちしております。詳細につきましては議会事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

発行：三宅村議会
住所：東京都三宅島三宅村阿古497番地
電話：04994-5-0956
担当：議会事務局